

鈴鹿市「身寄りがない方の入院・入所に関するガイドライン」(案)

1 趣旨・目的

少子高齢化に伴い、一人暮らし高齢者の増加や、身近な支援者がいない高齢者が増えている中、入院及び入所の際に「身元保証」を求められた場合、それを頼める親族がいないという高齢者が増加しています。

身元保証人がいないことを理由に必要なサービス等を利用できないという事例がみられるとともに、医療機関や施設においても、対応に苦慮する場面がみられています。

これらの課題を受け、本市では身元保証に関する考え方を整理し、身元保証人がいない場合の対応について関係者間で共通認識をもつことで、医療機関や介護施設が抱える不安感・負担感を軽減するとともに、身寄りのない方でも必要な医療や介護のサービスを受けることができるようにするために、本ガイドラインを作成します。

なお、本ガイドラインを作成した後も引き続き課題を把握し、関係者と共に解決に向けた検討を行い、必要な支援体制の構築に向けて取り組んでいくこととします。

2 これまでの経緯

本市では、各地域包括支援センターが開催する地域ケア圏域会議により把握された課題のうち、身寄りのない高齢者への支援について「鈴鹿市高齢者施策推進会議」において検討を行い、課題の解決に向けた取組を推進することが意見書として市へ提出されました。意見書では、体制強化と共にガイドラインを作成し、関係者への周知啓発を行うことが盛り込まれ、まずは現状を把握するためのアンケート調査を実施しました。また、在宅医療地域包括ケアシステム運営会議とも連携し、多職種間との調整を行いながら進めることとなりました。

本意見書を受け、作業部会を立ち上げるとともに関係者との調整を行いながら、本ガイドラインの作成に取り組みました。

3 本ガイドラインの位置づけ

(1) 本ガイドラインの支援の対象者

- ア 身寄りのない独居の方
- イ 家族の支援が受けられない方

(2) 身元保証人に求められる機能

本ガイドラインでは、身元保証人に求められることを、ア～キの7項目に分けて、身元保証人がいない場合のそれぞれの対応を整理します。

- ア 入院・入所の手続き
- イ 緊急連絡先
- ウ 入院計画書やケアプランの説明
- エ 入院・入所に必要な日用品の準備
- オ 入院・入所費用等の支払い
- カ 退院・退所の際の手続き
- キ 死亡時の死亡届、遺体、遺品の引き取り

※医療行為（手術・延命治療など）の同意については本人の一身専属性が強いものであり、そもそも身元保証人やその代替え手段に委ねられるものではないことから、ア～キとは分けて整理することとします。

4 支援制度の概要

(1) 相談窓口

高齢者に関する相談は、本人の居住地を担当する地域包括支援センター、障がい者に関する相談は、障害者総合相談支援センターあい(鈴鹿)、これらのどちらにも属さない生活困窮などの相談については鈴鹿市社会福祉協議会くらしサポートセンターへ相談します。(11 ページに連絡先を掲載)

(2) 権利擁護に関する公的な制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分な方を支援する制度として、「日常生活自立支援事業」と「成年後見（法定・任意後見制度）」があります。

日常生活自立支援事業は本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常生活費の管理等に限定して援助するのに対し、成年後見制度は、財産管理や福祉施設の入退所などの生活全般の支援に関する契約等の法律行為を援助します。

表1 日常生活自立支援事業と成年後見制度

	日常生活自立支援事業	成年後見制度（法定後見制度）
概要	日常的な生活援助の範囲内で支援を行う。	財産管理や身上保護に関する法律行為全般を行う。
対象者	認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等	
	判断能力が不十分ではあるが、本事業の利用の意思と契約内容が理解できる人	精神上の障がいにより意思表示をする能力が不十分（補助）、著しく不十分（保佐）、欠く状況（後見）にある人
支援内容	○福祉サービスを利用する際の契約手続き等の援助 ○日常的な預金の払戻し、預入れ等の生活費の管理、福祉サービス利用料の支払い手続き ○通帳・印鑑・年金証書等の預かり 等	○預金、不動産、証券など財産全般の管理 ○施設への入退所契約、治療入院契約 ○不動産の売却や賃貸契約・解約 ○消費者被害の取消し 等
身元保証（連帯保証）	行う権限なし ※医療費や施設等利用料の支払いは可	行う権限なし ※入院・入所手続き、医療費の支払い、緊急時の病院等への駆けつけ対応は可 死後事務（家庭裁判所の許可が必要）
医療同意	行う権限なし	行う権限なし
支援者	鈴鹿日常生活自立支援センター（専門員・生活支援員）	成年後見人、保佐人、補助人 鈴鹿市後見サポートセンター
費用報酬	相談は無料 サービスの利用は有料（減免有）	家庭裁判所が本人の資産状況等を考慮して決定
実施主体	都道府県社会福祉協議会	家庭裁判所
相談窓口	鈴鹿日常生活自立支援センター 鈴鹿市神戸地子町383-1 （鈴鹿市社会福祉センター内） 電話 059-382-7707	鈴鹿市後見サポートセンターみらい 鈴鹿市神戸地子町383-1 （鈴鹿市社会福祉センター内） 電話 059-373-5737

（3）民間の身元保証会社等

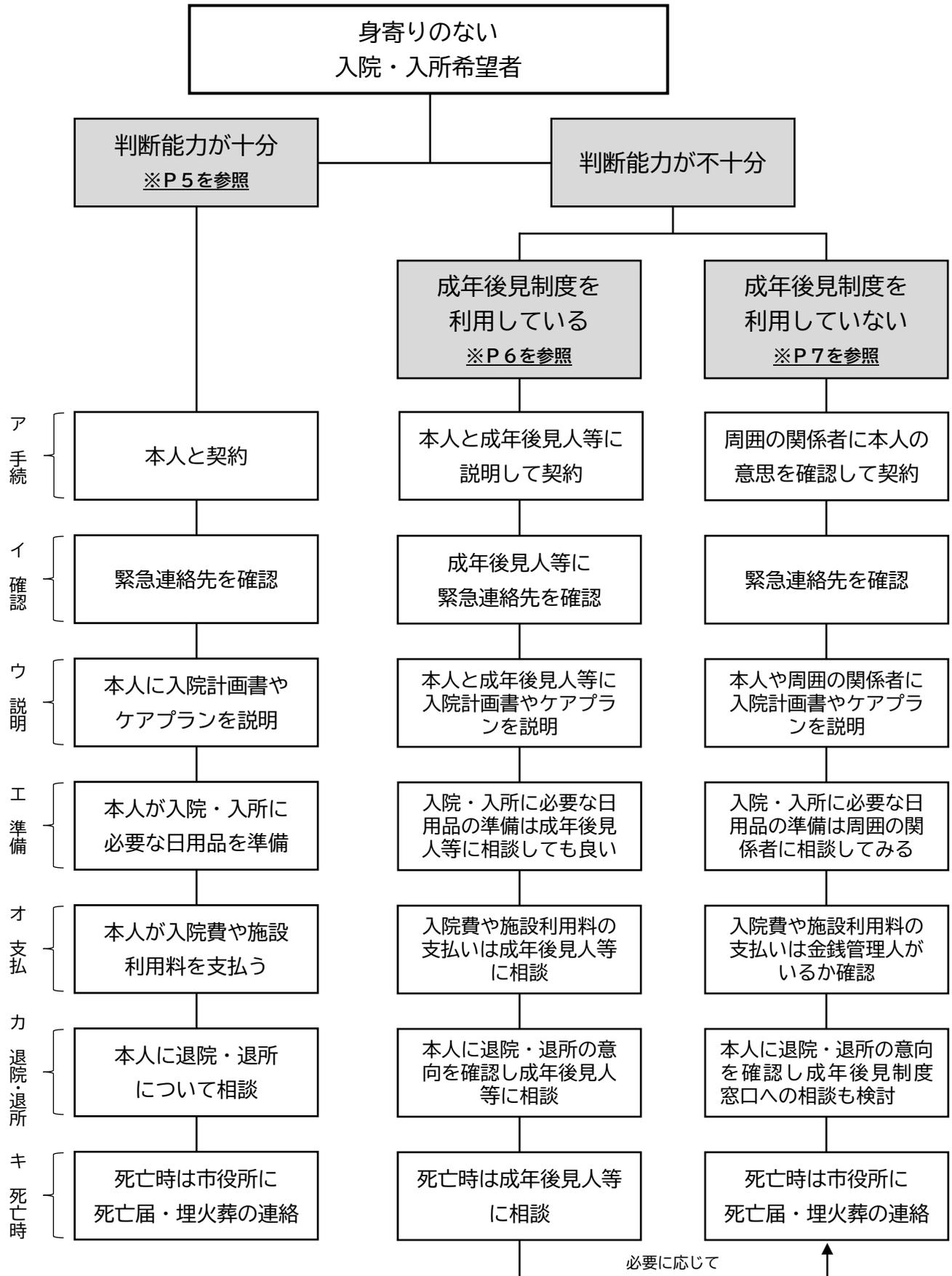
本人との契約に基づき、入院や福祉施設・住居への入居に必用となる「身元保証」、自宅や福祉施設、病院で生活をする中で必要となる「日常生活支援」、救急搬送や危篤となった際に病院等に駆け付ける「緊急時の支援」、亡くなった後の葬儀・納骨等の「死後事務の支援」等を主に行います。

費用面については、各会社が定める金額が必要となります。

身元保証等の高齢者サポート契約をめぐるトラブルへの注意喚起については、日本弁護士連合会がリーフレットを作成し、チェックリストを掲載しています。[身元保証等の高齢者サポート契約をめぐるトラブルに注意～その身元保証契約、本当に必要ですか？～ \(nichibenren.or.jp\)](http://nichibenren.or.jp)

5 身元保証に求めることと対応

図1 身寄りがいない方の入院・入所に関する対応フロー



(1) 判断能力が十分な場合

ア 入院・入所の手続き

身元保証人がいないことを理由に入院・入所を拒むことはできません。本人の判断能力が十分な場合には、本人との間で入院・入所の手続きを進めます。そのうえで、「身元保証」という用語にとらわれず、必要に応じて対応を整理します。

イ 緊急連絡先

本人に親族及び友人知人の有無を確認し、いる場合には本人の意向を確認したうえで、その方に連絡先として求める役割を説明し、協力を仰ぎます。親族や友人知人がなく、支援者のかかわりもない場合は、緊急連絡先がないことを記録しておきます。

ウ 入院計画書やケアプランの説明

入院計画書やケアプランの内容については、本人が理解できるようにわかりやすく説明を行うことが大切です。ケアマネジャー、相談支援専門員や友人・知人など、本人の身の周りの人で、本人の入院診療や介護サービスについての説明に同席を希望する人がいる場合は、本人の意向を確認したうえで情報提供を行います。

エ 入院・入所に必要な日用品の準備

本人が自分で準備することが基本ですが、医療機関としては、病衣やタオル、洗面用具等の入院に必用な物品について購入や貸し出しができる環境にあることが望ましいです。

オ 入院費・施設利用料の支払い

本人に判断能力があり、入院費等の支払いが可能な場合には、原則本人が支払います。入院費等の未払いを防ぐ工夫として、入院時に本人の被保険者証を確認することが必要です。被保険者証の有効期限を確認し、国民健康保険の場合は、短期被保険者証（有効期限の短いもの）や被保険者資格証明書（10割負担となるもの）が交付されているのであれば、保険料の納付が滞っていることが考えられます。保険料の未納があると、限度額適用認定証等が発行されません。

カ 退院・退所の際の手続き

退院・退所の際には、退院先や退院後の生活等について本人に相談します。

その際、入院前まで関わりのあった専門職等の関係者と、本人の意思や意向を確認しながら退院先の選択や手続きの分担をします。関わっていた人がいない場合で、新たに本人をサポートする体制が必要となる場合は、本人が住まう地域を担当する地域包括支援センター等に相談してください。

キ 死亡時の死亡届、遺体、遺品の引き取り

死亡届を提出する親族、同居人がいないときは、病院長又は施設長が届出者となります。

遺体の火葬の手続きを行う者がいないとき又は判明しないときは、市（環境政策課 382-9014）へ相談します。（市は、関係者への聞き取りや調査を行った上で、遺体を引き取り、火葬の手続きを行います。この場合、遺品についても市が引き取ります。）

但し、生前に本人の死後の手続きを行ってもらおう家族や友人等について、できる限り聞き取っておく必要があります。

(2) 判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

ア 入院・入所の手続き

成年後見人等は本人の保証人になることはできません。

判断能力に低下がみられる高齢者の場合でも、まずは本人が理解できるようにわかりやすく説明することが基本です。そのうえで、成年後見人等はサービス契約の代理人として関与する立場にあることから、成年後見人等にも説明を行います。

イ 緊急連絡先

成年後見人等に、緊急連絡先となるかどうかについて確認します。

なお、成年後見人等が緊急連絡先とならない場合であっても、その後の医療費等の支払いや見守り体制に関わるため、緊急時の対応が終了したのちに本人の状況等や治療の過程等について成年後見人等に伝えます。

ウ 入院計画書やケアプランの説明

判断能力に低下がみられる高齢者の場合でも、まずは本人が理解できるようにわかりやすく説明することが基本です。そのうえで、成年後見人等はサービス契約の代理人として関与する立場にあることから、成年後見人等にも説明を行います。

エ 入院・入所に必要な日用品の準備

日用品の準備等の事実行為は成年後見人等の本来業務ではありませんが、本人の身上保護・財産管理という本来業務の一環として成年後見人等が物品を準備しているケースもあるため、依頼したい内容を成年後見人等に伝えて相談してみるのも一つの方法です。

また、これらの準備を行う内容の有償サービスを手配するのは、成年後見人等の業務に含まれます。

なお、医療機関において、病衣やタオル、洗面用具等の入院に必用な物品について購入や貸し出しができる環境にあることが望ましいです。

オ 入院費・施設利用料の支払い

成年後見人等が支払い代行をしますので、成年後見人等に相談します。
成年後見人等は、後見によって生じる費用は本人の財産から支弁します。
なお、成年後見人等が保証人として、入院費を負担することはありません。

カ 退院・退所の際の手続き

本人の意向を確認したうえで、成年後見人等に相談します。

転院・退院する場合の医療・介護・福祉サービスの契約は成年後見人等の業務となります。退院後、本人にどのようなサービスが必要と考えられるのか、どのような選択肢がありうるのかについて、成年後見人等に説明します。

なお、成年後見人等は、居室の明け渡しや転院・退院の付き添いのような事実行為を成年後見人等業務として行うものではありませんが、必要に応じてこれらを行う有償サービスを手配するのは成年後見人等の業務に含まれます。

キ 死亡時の死亡届、遺体・遺品の引き取り

まずは、成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）へ相談します。

成年後見人等は、死亡届の手続きを行うことができます。保佐人及び補助人は、火葬の手続きを行うことはできませんが、本人が個別に弁護士等と死後事務委任契約をしていることを把握している場合があります。

成年後見人等で対応が難しい場合、死亡届を提出する親族、同居人がいないときは、病院長又は施設長が届出者となります。

また、遺体の火葬の手続きを行う者がいないとき又は判明しないときは、市（環境政策課382-9014）へ相談します。（市は、関係者への聞き取りや調査を行った上で、遺体を引き取り、火葬の手続きを行います。この場合、遺品についても市が引き取ります。）

(3) 判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

ア 入院・入所の手続き

判断能力が低下している人であっても、成年後見人等がいなければ入院・入所の契約ができないわけではありません。周囲の関係者による意思決定支援を通じて表出された本人の意思に基づいて手続きを進めることは可能です。

説明に対して理解できないと認められるほど判断能力が不十分な場合には、その旨を記録に記載することで対応します。成年後見制度の利用が必要と思われる場合は、相談窓口（成年後見サポートセンターみらい）へ相談します。

イ 緊急連絡先

親族や友人知人の有無等を確認し、本人の意向を確認したうえで、緊急連絡先となれる人がいるかを確認します。

ウ 入院計画書やケアプランの説明

判断能力に低下がみられる高齢者の場合でも、まずは本人が理解できるようにわかりやすく説明することが基本です。

説明に対して理解できないと認められるほど判断能力が不十分な場合には、その旨をカルテに記載し、本人にとって最善と思われる方針をとることを基本とします。

エ 入院・入所に必要な日用品の準備

自分で入院中に必要な物品の準備等ができない場合、緊急の連絡先に身近な存在の人がいるときは物品の準備等を行ってくれるかどうか相談してみます。有償のボランティア団体の利用やリース等の利用も考えられます。

医療機関としては、病衣やタオル、洗面用具等の入院に必要な物品について購入や貸し出しができる環境にあることが望ましいです。

オ 入院費・施設利用料の支払い

可能な限り、本人に対して普段どのように金銭の出し入れを管理していたのか聞き取りをします。金銭管理に関わっていた人がいる場合、本人の意向を確認したうえで、その人に連絡を取ります。

入院費の未払いを防ぐ工夫として、入院時に被保険者証の有効期限を確認し、国民健康保険の場合は、短期被保険者証（有効期限の短いもの）や被保険者資格証明書（10割負担となるもの）が交付されているのであれば、保険料の納付が滞っていることが考えられます。保険料の未納があると、限度額適用認定証等が発行されません。

カ 退院・退所の際の手続き

成年後見制度の利用準備を含めた退院支援によってスムーズに進むケースもありますので、本人をサポートするチーム作りをしていく過程で、相談窓口（成年後見サポートセンターみらい）への相談も必要です。

キ 死亡時の死亡届、遺体・遺品の引き取り

死亡届を提出する親族、同居人がいないときは、病院長又は施設長が届出者となります。

遺体の火葬の手続きを行う者がいないとき又は判明しないときは、市（環境政策課 382-9014）へ相談します。（市は、関係者への聞き取りや調査を行った上で、遺体を引き取り、火葬の手続きを行います。この場合、遺品についても市が引き取ります。）

但し、生前に本人の死後の手続きを行ってもらう家族や友人等について、本人が話せるようできる限りサポートすることも必要です。

6 医療行為の同意についての考え方（医療機関）

医療を受ける際には、本人の判断能力の程度に関わらず、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、本人による意思決定を基本としたうえで適切な医療提供を行うことが重要とされています。

つまり、医療行為の同意は患者本人が行うものになります。（ケアマネジャー等の第三者へ、同意書へのサインを強要することはできません。）

一方、意識を失っている場合や、認知症や知的障害等により判断能力が不十分な人であっても、適切な医療を受ける権利を守る必要があります。

ここでは、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（厚労省 平成 30 年 3 月改訂）の考え方も踏まえ、医療・ケアチーム（医師、看護師、ソーシャルワーカー、ケアマネジャー等）や臨床倫理委員会等の活用など医療機関の対応について、身寄りのない方の医療・ケアの決定のプロセスを以下のとおり整理します。但し、個別に判断することが求められる場合もありますのでご注意ください。

（1）緊急の場合

人命救助を主に優先させるための柔軟な対応が必要です。

（2）判断能力が十分な場合

本人による意思決定を基本とします。

医師等から適切な情報提供と説明がなされた上で、本人と医療・ケアチームが十分話し合っ、方針を決定します。

（3）判断能力が不十分な場合

医療についての説明を本人が理解しやすいようできる限りサポートしながら、本人にとって最善の方針を医療・ケアチームで慎重に判断します。

また、本人の意思を推定できる関係者や成年後見人等もチームの一員として参加することも必要です。

但し、成年後見人等の役割に医療同意権は含まれないため、同意書へのサインを求めることはできません。

さらに、時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、繰り返し話し合います。

医療・ケアチームで決定が困難な場合は、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、方針等についての検討及び助言を受けることが必要です。

7 今後の支援に係る関係者による方針確認

身寄りがない方への支援を行うにあたり、確認しておく項目について整理するために、支援シートを作成することも有効です。

8 事前に準備できること

鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営会議では、ACP 委員会を立ち上げ、ACP の普及啓発に向けた取組を進めています。

また、本市では鈴鹿市権利擁護ネットワーク会議において、エンディングノート「わたしの人生ノート」を作成しました。これまでの人生を振り返りながら、これからの人生をどうしたいか、もしもの時に備えるためにも元気なうちから準備しておくことが大切です。「わたしの人生ノート」は、鈴鹿市社会福祉協議会HPよりダウンロードが可能です。

9 関係法令

- ・戸籍法第87条（届出義務者）
- ・墓地、埋葬等に関する法律第9条（市町村長の埋葬又は火葬の義務）
- ・医療法第1条の4（医療関係者の責務）

10 参考文献

- ・身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン
- ・身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインに基づく事例集
- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン 解説編
- ・身元保証人がいないことのみを理由に医療機関に医療機関において入院を拒否することについて（平成30年4月27日付け厚生労働省医政局医事課長通知）

11 連絡先一覧

・鈴鹿市地域包括支援センター

第1地域包括支援センター	なんてん	高塚町 216-3	373-6031
第2地域包括支援センター	あんず	平田 1-3-5	370-3751
第3地域包括支援センター	やまぶき	神戸 3-12-10	384-4165
第4地域包括支援センター	わかたけ	上箕田町 2639-2	385-7770
第5地域包括支援センター	ひいらぎ	南玉垣町 7300-2	392-5713
第6地域包括支援センター	つゆくさ	地子町 814-30	389-5959
第7地域包括支援センター	りんどう	南若松町 1	380-5280
第8地域包括支援センター	ふじ	長法寺町 763	372-3128

・障害者総合相談支援センターあい（鈴鹿） 381-1035

・鈴鹿市社会福祉協議会くらしサポートセンター 373-5299

・鈴鹿市後見サポートセンターみらい 373-5737

・鈴鹿日常生活自立支援センター 382-7707

・鈴鹿市

健康福祉政策課	382-9012	生活困窮者に関すること
長寿社会課	382-7935	高齢者に関すること
障がい福祉課	382-7626	障がい者に関すること
環境政策課	382-9014	埋火葬に関すること

12 参考資料

- (1) アンケート結果
- (2) 用語の説明
- (3) 令和3年度 鈴鹿市高齢者施策推進協議会 意見書
- (4) わたしの人生ノート